

自治体 (施行日順)	施行日	前文	目的	基本 理念	自治体 の責務	市民の 責務 (役割)	事業者 の責務 (役割)	事業者の 合理的 配慮※1	個人は対象か		財政 措置 ※1	虐待 禁止	就労 支援	手話 言語 ※2	勧告 公表 ※3	表彰 制度	社会生活 領域ごとの 規定 ※4	罰則 ※5
									不当な 差別 ※1	合理的 配慮 ※1								
1 千葉県	H19.7.1	○	○	○	○	△	－	○	○	○	○	－	－	－	△	○	○1	－
2 北海道	H21.3.31	－	○	○	○	△	△	△	○	△	△	○	○	－	○	－	－	－
3 さいたま市	H23.4.1	○	○	○	○	△	△	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○1	－
4 岩手県	H23.7.1	○	○	○	○	△	△	○	○	○	△	○	－	－	－	－	－	－
5 熊本県	H24.4.1	○	○	○	○	△	－	不明	○	不明	△	○	－	－	○	－	○1	－
6 長崎県	H26.4.1	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○1、2	－
7 沖縄県	H26.4.1	○	○	○	○	△	－	○	○	○	△	○	○	－	△	－	○1	－
8 鹿児島県	H26.10.1	○	○	○	○	△	－	不明	○	不明	△	－	－	－	○	○	○1	－
9 京都府	H27.4.1	○	－	○	○	△	－	△ (雇用○)	－	－	○	－	○	△	○	－	○1	－
10 茨城県	H27.4.1	○	○	○	○	△	△	○	○	○	△	－	－	－	○	－	－	－
11 奈良県	H27.10.1	○	○	○	○	△	△	○	○	○	△	－	－	△	○	－	○1	－
12 愛知県	H27.12.22	○	○	○	○	△	△	△	－	－	△	－	－	－	○	－	－	－
13 新潟市	H28.4.1	○	○	－	○	△	△	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○1、2	－
14 富山県	H28.4.1	○	○	○	○	△	－	○	○	○	○	－	－	△	○	－	－	－
15 徳島県	H28.4.1	○	○	○	○	△	－	不明	○	不明	△	－	○	○	○	○	－	－
16 山梨県	H28.4.1※6	－	○	○	○	△	－	△	－	－	△	－	○	△	－	－	○1	－
17 横浜市	H28.4.1	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△	－	－	－
18 仙台市	H28.4.1	○	○	○	○	△	△	△ (雇用○)	－	－	－	－	○	－	○	－	○1	－
19 山形県	H28.4.1	○	○	○	○	○	○	－※7	－※7	－※7	△	－	○	△	－	－	○1	－
20 宮崎県	H28.4.1	○	○	○	○	△	△	△	○	－	△	－	－	△	○	○	○1	－
21 大分県	H28.4.1	○	○	○	○	△	－	○	○	○	△	－	－	△	○	－	○1	－
22 岐阜県	H28.4.1	○	○	○	○	△	△	不明	○	不明	△	－	－	○	－	○	－	－
23 栃木県	H28.4.1	○	○	○	○	△	－	－	○	△	△	－	－	－	○	○	○1	－
24 埼玉県	H28.4.1	○	○	○	○	△	△	△	○	－	△	－	○	△	○	○	－	－
25 大阪府	H28.4.1	－	○	○	○	△	△	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
26 愛媛県	H28.4.1	○	○	○	○	△	△	不明	○	○	△	－	－	－	○	－	－	－
27 静岡県	H29.4.1	○	○	○	○	△	△	△	－	－	△	－	－	－	○	○	△1、2	－
28 福岡県	H29.10.1	－	○	○	○	△	△	△	○	△	△	○	－	－	○	○	－	－
※8 浦安市	H28.4.1	○	○		○	△	△	△	－	－	－	－※8	－	－	－	－	－	－

※1)対象に義務と努力義務がある場合には、義務を○、努力義務を△で表示している。(福岡県は、県の役割の中で規定)

※2)手話言語は、理念・定義にとどまるものを△とし、手話を明示し具体的な普及のための取り組み等を規定しているものを○としている。

※3)勧告・公表は、勧告のみを△とし、勧告後の公表まで規定しているものを○としている。

※4)社会生活領域ごとの規定は、規定箇所により、1. 不利益取扱いの禁止、2. 合理的配慮の区分を表示。静岡県は分野名のみ記載で具体的内容の規定はなし。

※5)罰則は、相談員等の守秘義務に係るものを除く

※6)山梨県は、平成5年制定の既存条例を全面改正した日

※7)山形県は、差別の禁止ととしてではなく、差別解消の推進として積極的に取り組むものとしている。

※8)浦安市は、県条例が先行するなかで制定された市町村条例として、参考に記載
(虐待の禁止を直接規定していないが、虐待防止と一体の取組を条例全体にわたって規定)